

令和2年(2020年)5月20日

3年生保護者の皆さま

大阪市立住吉中学校
校長 坂井 伸治

5月25日(月曜日)～29日(金曜日)の登校日における授業実施について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和2年5月31日(日曜日)まで臨時休業期間の延長をお知らせすると共に、安全面に配慮を行たうえで、登校日を設定し、取り組んでいるところです。このたび、大阪市教育委員会からの通知を受け、来週の標記期間に、3年生において授業を実施することとしましたのでお知らせいたします。

3年生につきましては、次のとおりに実施いたしますので、ご確認のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

また、3年生以外につきましては、これまで通りの登校日を実施いたします。

記

1 授業実施の趣旨

臨時休業期間が長期化している現状に鑑み、年間の授業日が限られていく中において、学校再開後の授業時数確保が喫緊の課題であることに加え、中学校への接続に(進路の指導の)配慮が必要な最終学年の児童(生徒)が優先的に学習活動を開始できるよう配慮することが重要であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防を最大限に留意したうえで、他の学年に先行して、授業を再開します。

2 授業実施におけるグループ分け

- ・ Iグループ(20人程度以下)
- ・ IIグループ(20人程度以下) ※グループ分けについては、各学級担任よりお知らせします。

3 授業実施計画(グループによって、登校時間の違いがあります。ご注意ください。)

※各学級の時間割については、【裏面：5 時間割】でご確認ください。

		5月25日(月曜日)	5月27日(水曜日)	5月29日(金曜日)
Iグループ	8:25～8:40	Iグループの登校時間	Iグループの登校時間	Iグループの登校時間
	8:40～8:50	はじめの会	はじめの会	はじめの会
	8:50～9:40	1時間目	1時間目	1時間目
	9:50～10:40	2時間目	2時間目	2時間目
	10:50～11:40	3時間目	3時間目	3時間目
	11:40～11:50	終わりの会	終わりの会	終わりの会
		5月25日(月曜日)	5月27日(水曜日)	5月29日(金曜日)
IIグループ	9:25～9:40	IIグループの登校時間	IIグループの登校時間	IIグループの登校時間
	9:40～9:50	はじめの会	はじめの会	はじめの会
	9:50～10:40	1時間目	1時間目	1時間目
	10:50～11:40	2時間目	2時間目	2時間目
	11:50～12:40	3時間目	3時間目	3時間目
	12:40～12:50	終わりの会	終わりの会	終わりの会

4 持ち物等の連絡

共通	通学かばん 筆記用具 マスク 健康観察表 提出書類 提出する学習課題
国語	3年の教科書 ノート2冊 文法ワーク 国語便覧
社会	歴史の教科書 ノート 資料集
数学	3年の教科書 ノート
理科	2年の教科書 3年の教科書 ノート2冊
音楽	教科書2・3年(上) 教科書2・3年(下) 器楽の教科書 体育館シューズ
美術	教科書 ノート 体育館シューズ
保体	保健の教科書 実技書 ノート 体育館シューズ
技術	教科書 ノート
家庭	教科書 ファイル
英語	2年の教科書

5 時間割

	5月25日(月)			5月27日(水)			5月29日(金)		
	1限目	2限目	3限目	1限目	2限目	3限目	1限目	2限目	3限目
3-1 I	社会	保体	理科	音楽	数学	国語	美術	家庭	英語
3-1 II	保体	社会	国語	音楽	数学	理科	美術	家庭	英語
3-2 I	数学	国語	保体	美術	社会	理科	家庭	英語	数学
3-2 II	家庭	保体	英語	国語	社会	数学	数学	理科	美術
3-3 I	英語	理科	数学	家庭	美術	技術	理科	社会	国語
3-3 II	数学	英語	理科	家庭	美術	技術	理科	社会	国語

6 その他

- ・「授業日」ではありませんので「欠席扱い」にはなりません。お休みされる場合は、学校までご連絡ください。
- ・登校の際には、必ずマスクを着用するようお願いいたします。マスクの色・柄は問いません。
- ・学校で健康観察表の確認をいたしますので、家庭でお子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様を持たせてください。
- ・お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いいたします。
 - ①お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査(核酸増幅法検査)を受検することとなった場合
 - ②お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ③お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ④お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合